

環境配慮推進状況評価表（事業種別）

部局名：下水道局

事業種名：流域下水道事業

1 取組の概要

（各部局における埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）～公共事業関連～に基づく環境配慮の推進状況の概要を記述する。）

現在、流域下水道事業は、関連市町からの流入下水量の増加に対応するため、終末処理場、ポンプ場において、施設の増設を行っている。

また、施設の老朽化や地震対策に伴う改築・更新を並行して行っている。

計画段階では、汚泥の有効活用を効率的に行い、省エネルギーにも資する高濃度濃縮機の導入を事業計画に位置付けた。

設計・施工段階では、省エネルギーに資する超微細散気装置や汚泥消化槽等の整備を進めるとともに、建設副産物の削減、リサイクルの推進に配慮した。

管理段階では、焼却炉の自燃運転等により温室効果ガス排出量の削減を図り、また、各種イベントを開催して県民に対する下水道の普及啓発を行った。

2 主な成果

（特に成果を上げることのできた環境配慮の内容を事例を用いて記述する。）

省エネルギー型設備の導入や焼却炉の自燃運転等により温室効果ガス排出量の削減を図った。

各種イベントへのブース出展や下水道フェスタ等を開催したこと等により、県民に対して下水道の普及啓発を行った。

3 今後の方針

（環境配慮の充実に関する各部局の今後の考え方を記述する。）

引き続き、汚泥消化槽の整備や焼却炉発電の検討を進め、温室効果ガス排出量の削減を進めていく。

また、河川等の公共水域の水質保全に寄与し、東京湾の水質環境基準を達成するべく、東京オリンピックまでに段階的・高度処理対応の水処理施設を整備する。

4 課 題

(環境配慮の充実のために解決が必要と考えられる課題があれば記述する。)

環境負荷の軽減につながる新たな下水道処理方法を検討する。

5 事業一覧

(様式第 1 号により個別評価を行った事業を列挙する。)

別表 - 2 のとおり

別表 - 2

個別評価事業一覧

事業年度：平成29年度

部局名：下水道局

事業種名：流域下水道事業

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	荒川左岸南部流域下水道事業	設計・施工段階	11	11	100.0	5
2	荒川左岸南部流域下水道事業	管理段階	12	12	100.0	5
3	荒川左岸北部流域下水道事業	設計・施工段階	8	8	100.0	5
4	荒川左岸北部流域下水道事業	管理段階	12	11	91.7	5
5	荒川右岸流域下水道事業	設計・施工段階	7	7	100.0	5
6	荒川右岸流域下水道事業	管理段階	14	14	100.0	5
7	中川流域下水道事業	計画段階	2	2	100.0	5
8	中川流域下水道事業	設計・施工段階	8	8	100.0	5
9	中川流域下水道事業	管理段階	11	11	100.0	5
10	古利根川流域下水道事業	設計・施工段階	7	7	100.0	5
11	古利根川流域下水道事業	管理段階	10	10	100.0	5
12	荒川上流流域下水道事業	設計・施工段階	7	7	100.0	5
13	荒川上流流域下水道事業	管理段階	8	8	100.0	5
14	市野川流域下水道事業	設計・施工段階	7	7	100.0	5
15	市野川流域下水道事業	管理段階	8	8	100.0	5
16	利根川右岸流域下水道事業	設計・施工段階	7	7	100.0	5
17	利根川右岸流域下水道事業	管理段階	8	8	100.0	5
	合計		119	105		

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸南部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	荒川左岸南部流域下水道事業
事業の規模	20,052.0ha 1,746,510人	実施場所	川口市外4市
計画期間	昭和41年度～平成32年度	段階	設計・施工段階
事業の概要： 川口市、さいたま市、上尾市、蕨市及び戸田市の流域関連公共下水道で集めた汚水を荒川左岸南部流域下水道の管渠に受け入れ、戸田市に位置する荒川水循環センターで汚水を処理して荒川に放流する事業である。 あわせて、荒川終末処理場（大宮）にて下水処理水を受け入れ、高度処理後、さいたま新都心地区に中水として供給する事業も行っている。 現在、流域下水道管渠や終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 周辺住民が自由に利用できる施設として、処理場水処理施設の二重覆蓋上部に芝生広場、植栽、トイレ、駐車場等の施設を設置した約2.74haの（仮称）荒川水循環センター上部公園を戸田市と共に整備した。
- ・ 建設工事、場内整備工事で再生砕石や再生アスファルトを使用して実施した。
- ・ 焼却炉の改築事業において、廃熱の有効利用を考慮した設計を行った。
- ・ 放流渠の耐震化工事において施工箇所に生息している希少種に配慮して仮設工等を実施した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあつて、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名 荒川左岸南部流域下水道事業（設計・施工段階）

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向 1		環境への負荷の少ない地域社会の実現				
基本的配慮事項 1 施設の立地に当たっては、周辺の土地利用との整合を図る。						
個別事項	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図ることなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。				✓	✓
基本的配慮事項 2 適切な河川流量の確保など、地域の水循環の保全に配慮する。						
個別事項	流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。 高度処理水を河川の浄化用水に利用する。（不老川、綾瀬川等） 処理場・ポンプ場で雨水浸透施設を整備する。（雨水浸透柵、透水性舗装等）				-	-
基本的配慮事項 3 中水道やせせらぎなどの修景用水として下水処理水の再利用に努める。						
個別事項	「さいたま新都心」に中水の供給を行う。 処理場内のせせらぎ水路や池などに高度処理水を利用する。				-	
基本的配慮事項 4 資源やエネルギーの消費の少ない下水道施設の導入に努める。						
個別事項	工事に使用する型枠を転用する。				✓	✓
	工事に再生砕石を使用する。				✓	✓
	処理水を処理場内の雑用水に利用する。				-	
	工事の施工に当たって、環境対策型建設機械を選定するなどし、大気汚染、粉じん、騒音・振動等の環境保全に努める。				✓	✓
	建設発生土を公共工事間に流用する。				✓	✓
	アスファルト殻、コンクリート殻の再資源化を図る。				✓	✓
	省エネルギー型の設備を導入する。				-	
	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。				✓	✓
	日頃適切な補修管理に努めるとともに、改築工事時には、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。					
汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。 焼却炉の自然運転等により温室効果ガス排出量の削減を図る。			○ ○	-		
基本的配慮事項 5 下水道資源の再利用や下水道における未利用エネルギーの有効利用に努める。						
個別事項	汚泥を資源として再利用する。（セメント原料、骨材等） 湯水時に処理水を活用する。 汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。【再掲】				✓	✓

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向2		恵み豊かでうるおいのある環境の確保				
基本的配慮事項1						
ビオトープ創造に配慮した敷地内の緑化を推進する。						
個別事項	処理場内にせせらぎ水路や池などの水生動植物のための水辺空間を整備する。				-	
	処理場内で在来植生に配慮した植栽を考慮する。				-	
基本的配慮事項2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	処理施設の上部を覆蓋し、植栽等による環境整備を促進する。				✓	✓
	建物は周辺の景観と調和したデザイン、配色を行う。				-	
	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造などにより希少野生生物の生息・生育空間の確保に配慮する。				✓	✓

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向3		県民等の自主的取組の促進				
基本的配慮事項1						
水環境の保全についての学習機会の場としての活用を図り、県民等の自主的取組の推進に配慮する。						
個別事項	親子下水道教室、下水道フェスタ等を開催する。					
	環境保全ポスター、作文、標語など普及啓発作品を募集する。					
基本的配慮事項2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	パンフレットを作成する。				✓	✓
	広報紙、新聞、放送などのマスメディアにより情報を提供する。					
	下水道局ホームページにより情報を提供する。			○		
	下水道の日にあわせ情報を提供する。					
	処理場、管渠等の現場見学会を実施する。					
				実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
				100.0	11	11

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸南部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	荒川左岸南部流域下水道事業
事業の規模	約20,052.0ha 約1,746,510人	実施場所	川口市外4市
計画期間	昭和41年度～平成32年度	段階	管理段階
<p>事業の概要：</p> <p>川口市、さいたま市、上尾市、蕨市及び戸田市の流域関連公共下水道で集めた汚水を荒川左岸南部流域下水道の管渠に受け入れ、戸田市に位置する荒川水循環センターで汚水を処理して荒川に放流する事業である。</p> <p>あわせて、荒川終末処理場（大宮）にて下水処理水を受入れ、高度処理後、さいたま新都心地区に中水として供給する事業も行っている。</p> <p>現在、流域下水道管渠や終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 温室効果ガス排出量削減のため、焼却炉を高温焼却運転とし管理している。
- ・ さいたま新都心区域にトイレ雑用水を供給した。
- ・ 下水道フェア及び親子下水道教室等を開催し、下水道事業に対する理解と普及啓発を実施した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名		荒川左岸南部流域下水道事業（管理段階）				
基本方向 1		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向 1		環境への負荷の少ない地域社会の実現				
基本的配慮事項 1						
施設の立地に当たっては、周辺の土地利用との整合を図る。						
個別事項	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図ることなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。					
基本的配慮事項 2						
適切な河川流量の確保など、地域の水循環の保全に配慮する。						
個別事項	流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。					
	高度処理水を河川の浄化用水に利用する。（不老川、綾瀬川等）				-	
	処理場・ポンプ場で雨水浸透施設を整備する。（雨水浸透柵、透水性舗装等）				-	
基本的配慮事項 3						
中水道やせせらぎなどの修景用水として下水処理水の再利用に努める。						
個別事項	「さいたま新都心」に中水の供給を行う。				✓	✓
	処理場内のせせらぎ水路や池などに高度処理水を利用する。				-	
基本的配慮事項 4						
資源やエネルギーの消費の少ない下水道施設の導入に努める。						
個別事項	工事に使用する型枠を転用する。					
	工事に再生砕石を使用する。					
	処理水を処理場内の雑用水に利用する。				✓	✓
	工事の施工に当たって、環境対策型建設機械を選定するなどし、大気汚染、粉じん、騒音・振動等の環境保全に努める。					
	建設発生土を公共工事間に流用する。					
	アスファルト殻、コンクリート殻の再資源化を図る。					
	省エネルギー型の設備を導入する。				-	
	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。				✓	✓
	日頃適切な補修管理に努めるとともに、改築工事時には、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。					-
汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。					-	
焼却炉の自然運転等により温室効果ガス排出量の削減を図る。		○	○		✓	✓
基本的配慮事項 5						
下水道資源の再利用や下水道における未利用エネルギーの有効利用に努める。						
個別事項	汚泥を資源として再利用する。（セメント原料、骨材等）				✓	✓
	湯水時に処理水を活用する。				-	
	汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。【再掲】				-	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向2		恵み豊かでうるおいのある環境の確保				
基本的配慮事項1						
ビオトープ創造に配慮した敷地内の緑化を推進する。						
個別事項	処理場内にせせらぎ水路や池などの水生動植物のための水辺空間を整備する。				-	
	処理場内で在来植生に配慮した植栽を考慮する。				-	
基本的配慮事項2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	処理施設の上部を覆蓋し、植栽等による環境整備を促進する。				-	
	建物は周辺の景観と調和したデザイン、配色を行う。				-	
	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造などにより希少野生生物の生息・生育空間の確保に配慮する。				-	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向3		県民等の自主的取組の促進				
基本的配慮事項1						
水環境の保全についての学習機会の場としての活用を図り、県民等の自主的取組の推進に配慮する。						
個別事項	親子下水道教室、下水道フェスタ等を開催する。				✓	✓
	環境保全ポスター、作文、標語など普及啓発作品を募集する。				✓	✓
基本的配慮事項2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	パンフレットを作成する。				✓	✓
	広報紙、新聞、放送などのマスメディアにより情報を提供する。				✓	✓
	下水道局ホームページにより情報を提供する。			○	✓	✓
	下水道の日にあわせ情報を提供する。				✓	✓
	処理場、管渠等の現場見学会を実施する。				✓	✓
				実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
				100.0	12	12

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	荒川左岸北部流域下水道事業
事業の規模	6,262ha 330,270人	実施場所	桶川市外4市
計画期間	昭和46年度～平成32年度	段階	設計・施工段階
<p>事業の概要：</p> <p>熊谷市、行田市、鴻巣市、桶川市及び北本市の流域関連公共下水道で集めた汚水を荒川左岸北部流域下水道の管渠に受け入れ、桶川市に位置する元荒川水循環センターで汚水を処理して元荒川に放流する事業である。</p> <p>現在、流域下水道管渠や終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 廃棄物の減容化と資源の有効利用を図るため、汚泥処理施設の改築工事等を施工した。
- ・ 再生材料を使用し施工した。
- ・ 環境配慮型建設機械を使用して施工した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあつて、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名		荒川左岸北部流域下水道事業（設計・施工段階）				
基本方向 1		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向 1		環境への負荷の少ない地域社会の実現				
基本的配慮事項 1						
施設の立地に当たっては、周辺の土地利用との整合を図る。						
個別事項	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図ることなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。				-	
基本的配慮事項 2						
適切な河川流量の確保など、地域の水循環の保全に配慮する。						
個別事項	流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。					
	高度処理水を河川の浄化用水に利用する。（不老川、綾瀬川等）				-	
	処理場・ポンプ場で雨水浸透施設を整備する。（雨水浸透柵、透水性舗装等）				-	
基本的配慮事項 3						
中水道やせせらぎなどの修景用水として下水処理水の再利用に努める。						
個別事項	「さいたま新都心」に中水の供給を行う。					
	処理場内のせせらぎ水路や池などに高度処理水を利用する。				-	
基本的配慮事項 4						
資源やエネルギーの消費の少ない下水道施設の導入に努める。						
個別事項	工事に使用する型枠を転用する。				✓	✓
	工事に再生砕石を使用する。				✓	✓
	処理水を処理場内の雑用水に利用する。				-	
	工事の施工に当たって、環境対策型建設機械を選定するなどし、大気汚染、粉じん、騒音・振動等の環境保全に努める。				✓	✓
	建設発生土を公共工事間に流用する。				✓	✓
	アスファルト殻、コンクリート殻の再資源化を図る。				✓	✓
	省エネルギー型の設備を導入する。				✓	✓
	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。				✓	✓
	日頃適切な補修管理に努めるとともに、改築工事時には、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。					
	汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。					
焼却炉の自然運転等により温室効果ガス排出量の削減を図る。		○	○		-	
基本的配慮事項 5						
下水道資源の再利用や下水道における未利用エネルギーの有効利用に努める。						
個別事項	汚泥を資源として再利用する。（セメント原料、骨材等）					
	濁水時に処理水を活用する。					
	汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。【再掲】				-	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向2		恵み豊かでうるおいのある環境の確保				
基本的配慮事項1						
ビオトープ創造に配慮した敷地内の緑化を推進する。						
個別事項	処理場内にせせらぎ水路や池などの水生動植物のための水辺空間を整備する。				-	
	処理場内で在来植生に配慮した植栽を考慮する。				-	
基本的配慮事項2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	処理施設の上部を覆蓋し、植栽等による環境整備を促進する。				-	
	建物は周辺の景観と調和したデザイン、配色を行う。				-	
	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造などにより希少野生生物の生息・生育空間の確保に配慮する。				-	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向3		県民等の自主的取組の促進				
基本的配慮事項1						
水環境の保全についての学習機会の場としての活用を図り、県民等の自主的取組の推進に配慮する。						
個別事項	親子下水道教室、下水道フェスタ等を開催する。					
	環境保全ポスター、作文、標語など普及啓発作品を募集する。					
基本的配慮事項2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	パンフレットを作成する。				✓	✓
	広報紙、新聞、放送などのマスメディアにより情報を提供する。					
	下水道局ホームページにより情報を提供する。			○		
	下水道の日にあわせ情報を提供する。					
	処理場、管渠等の現場見学会を実施する。					
				実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
				100.0	8	8

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	荒川左岸北部流域下水道事業
事業の規模	6,262ha 330,270人	実施場所	桶川市外4市
計画期間	昭和46年度～平成32年度	段階	管理段階
事業の概要： 熊谷市、行田市、鴻巣市、桶川市及び北本市の流域関連公共下水道で集めた汚水を荒川左岸北部流域下水道の管渠に受け入れ、桶川市に位置する元荒川水循環センターで汚水を処理して元荒川に放流する事業である。 現在、流域下水道管渠や終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・元荒川の水質環境基準（項目：BOD）を達成するために、水処理施設を管理した。
- ・焼却炉の自燃運転を行い、温室効果ガスの削減を図った。
- ・当事務所のホームページで、県民に対して荒川左岸北部流域下水道事業の情報提供を行っている。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

- ・高度処理水の綾瀬川の浄化用水への利用は住民からの臭気等に対する苦情のため中止している。

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名	荒川左岸北部流域下水道事業（管理段階）
-----	---------------------

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向 1		環境への負荷の少ない地域社会の実現				
基本的配慮事項 1 施設の立地に当たっては、周辺の土地利用との整合を図る。						
個別事項	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図ることなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。					
基本的配慮事項 2 適切な河川流量の確保など、地域の水循環の保全に配慮する。						
個別事項	流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。 高度処理水を河川の浄化用水に利用する。（不老川、綾瀬川等） 処理場・ポンプ場で雨水浸透施設を整備する。（雨水浸透柵、透水性舗装等）				✓	-
基本的配慮事項 3 中水道やせせらぎなどの修景用水として下水処理水の再利用に努める。						
個別事項	「さいたま新都心」に中水の供給を行う。 処理場内のせせらぎ水路や池などに高度処理水を利用する。				-	-
基本的配慮事項 4 資源やエネルギーの消費の少ない下水道施設の導入に努める。						
個別事項	工事に使用する型枠を転用する。					
	工事に再生砕石を使用する。					
	処理水を処理場内の雑用水に利用する。				✓	✓
	工事の施工に当たって、環境対策型建設機械を選定するなどし、大気汚染、粉じん、騒音・振動等の環境保全に努める。					
	建設発生土を公共工事間に流用する。					
	アスファルト殻、コンクリート殻の再資源化を図る。					
	省エネルギー型の設備を導入する。				-	-
	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。				✓	✓
日頃適切な補修管理に努めるとともに、改築工事時には、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。					-	
汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。					-	
焼却炉の自然運転等により温室効果ガス排出量の削減を図る。		○	○	✓	✓	
基本的配慮事項 5 下水道資源の再利用や下水道における未利用エネルギーの有効利用に努める。						
個別事項	汚泥を資源として再利用する。（セメント原料、骨材等）				✓	✓
	湯水時に処理水を活用する。				-	
	汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。【再掲】				-	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向2		恵み豊かでうるおいのある環境の確保				
基本的配慮事項1						
ビオトープ創造に配慮した敷地内の緑化を推進する。						
個別事項	処理場内にせせらぎ水路や池などの水生動植物のための水辺空間を整備する。				-	
	処理場内で在来植生に配慮した植栽を考慮する。				-	
基本的配慮事項2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	処理施設の上部を覆蓋し、植栽等による環境整備を促進する。				-	
	建物は周辺の景観と調和したデザイン、配色を行う。				-	
	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造などにより希少野生生物の生息・生育空間の確保に配慮する。				-	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向3		県民等の自主的取組の促進				
基本的配慮事項1						
水環境の保全についての学習機会の場としての活用を図り、県民等の自主的取組の推進に配慮する。						
個別事項	親子下水道教室、下水道フェスタ等を開催する。				✓	✓
	環境保全ポスター、作文、標語など普及啓発作品を募集する。				✓	✓
基本的配慮事項2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	パンフレットを作成する。				✓	✓
	広報紙、新聞、放送などのマスメディアにより情報を提供する。				✓	✓
	下水道局ホームページにより情報を提供する。			○	✓	✓
	下水道の日にあわせ情報を提供する。				✓	✓
	処理場、管渠等の現場見学会を実施する。				✓	✓
				実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
				91.7	12	11

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川右岸下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	荒川右岸流域下水道
事業の規模	約 18,724.5ha、1,448,450人	実施場所	川越市外9市3町
計画期間	昭和46年度～平成31年度	段階	設計・施工段階

事業の概要：

県の中央西部地域の川越市外9市3町において、公共下水道事業で集められた下水を流域下水道の管渠に受け入れ、和光市と川越市にある終末処理場で処理して新河岸川と不老川に放流する事業である。
現在、流域下水道管渠や終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・再生資材を使用し施工した。
- ・環境配慮型建設機械を使用して施工した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名 荒川右岸下水道事務所（設計・施工段階）

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向 1		環境への負荷の少ない地域社会の実現				
基本的配慮事項 1 施設の立地に当たっては、周辺の土地利用との整合を図る。						
個別事項	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図ることなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。				-	
基本的配慮事項 2 適切な河川流量の確保など、地域の水循環の保全に配慮する。						
個別事項	流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。 高度処理水を河川の浄化用水に利用する。（不老川、綾瀬川等） 処理場・ポンプ場で雨水浸透施設を整備する。（雨水浸透柵、透水性舗装等）				-	-
基本的配慮事項 3 中水道やせせらぎなどの修景用水として下水処理水の再利用に努める。						
個別事項	「さいたま新都心」に中水の供給を行う。 処理場内のせせらぎ水路や池などに高度処理水を利用する。				-	
基本的配慮事項 4 資源やエネルギーの消費の少ない下水道施設の導入に努める。						
個別事項	工事に使用する型枠を転用する。				✓	✓
	工事に再生砕石を使用する。				✓	✓
	処理水を処理場内の雑用水に利用する。				-	
	工事の施工に当たって、環境対策型建設機械を選定するなどし、大気汚染、粉じん、騒音・振動等の環境保全に努める。				✓	✓
	建設発生土を公共工事間に流用する。				✓	✓
	アスファルト殻、コンクリート殻の再資源化を図る。				✓	✓
	省エネルギー型の設備を導入する。				-	
	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。				✓	✓
	日頃適切な補修管理に努めるとともに、改築工事時には、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。					
汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。 焼却炉の自然運転等により温室効果ガス排出量の削減を図る。			○ ○	-		
基本的配慮事項 5 下水道資源の再利用や下水道における未利用エネルギーの有効利用に努める。						
個別事項	汚泥を資源として再利用する。（セメント原料、骨材等） 湯水時に処理水を活用する。 汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。【再掲】				-	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向2		恵み豊かでうるおいのある環境の確保				
基本的配慮事項1						
ビオトープ創造に配慮した敷地内の緑化を推進する。						
個別事項	処理場内にせせらぎ水路や池などの水生動植物のための水辺空間を整備する。				-	
	処理場内で在来植生に配慮した植栽を考慮する。				-	
基本的配慮事項2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	処理施設の上部を覆蓋し、植栽等による環境整備を促進する。				-	
	建物は周辺の景観と調和したデザイン、配色を行う。				-	
	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造などにより希少野生生物の生息・生育空間の確保に配慮する。				-	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向3		県民等の自主的取組の促進				
基本的配慮事項1						
水環境の保全についての学習機会の場としての活用を図り、県民等の自主的取組の推進に配慮する。						
個別事項	親子下水道教室、下水道フェスタ等を開催する。					
	環境保全ポスター、作文、標語など普及啓発作品を募集する。					
基本的配慮事項2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	パンフレットを作成する。				✓	✓
	広報紙、新聞、放送などのマスメディアにより情報を提供する。					
	下水道局ホームページにより情報を提供する。			○		
	下水道の日にあわせ情報を提供する。					
	処理場、管渠等の現場見学会を実施する。					
				実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
				100.0	7	7

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川右岸下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	荒川右岸流域下水道
事業の規模	約 18,724.5ha、1,448,450 人	実施場所	川越市外 9 市 3 町
計画期間	昭和 4 6 年度～平成 3 1 年度	段階	管理段階
<p>事業の概要：</p> <p>県の中央西部地域の川越市外 9 市 3 町において、公共下水道事業で集められた下水を流域下水道の管渠に受け入れ、和光市と川越市にある終末処理場で処理して新河岸川と不老川に放流する。</p> <p>現在、流域下水道管渠や終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 高度処理水を不老川の浄化用水として利用し、河川の水質改善を図った。
- ・ 事務所のホームページにより、県民に対して情報を提供している。
- ・ 下水道施設の見学会を実施し、県民に対して下水道の普及啓発を行っている。
- ・ 固形燃料化施設において、廃熱の有効利用や汚泥の資源化を実施した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

- ・ 下水処理施設の覆蓋上部について公園として整備することとしている和光市に対し、引き続き事業促進に協力する。

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が 4 以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあつて、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が 2 以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名		荒川右岸下水道事務所（管理段階）				
基本方向 1	環境への負荷の少ない地域社会の実現	配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 施設の立地に当たっては、周辺の土地利用との整合を図る。						
個別事項	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図ることなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。					
基本的配慮事項 2 適切な河川流量の確保など、地域の水循環の保全に配慮する。						
個別事項	流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。 高度処理水を河川の浄化用水に利用する。（不老川、綾瀬川等） 処理場・ポンプ場で雨水浸透施設を整備する。（雨水浸透柵、透水性舗装等）				✓	✓
基本的配慮事項 3 中水道やせせらぎなどの修景用水として下水処理水の再利用に努める。						
個別事項	「さいたま新都心」に中水の供給を行う。 処理場内のせせらぎ水路や池などに高度処理水を利用する。				-	-
基本的配慮事項 4 資源やエネルギーの消費の少ない下水道施設の導入に努める。						
個別事項	工事に使用する型枠を転用する。					
	工事に再生砕石を使用する。					
	処理水を処理場内の雑用水に利用する。				✓	✓
	工事の施工に当たって、環境対策型建設機械を選定するなどし、大気汚染、粉じん、騒音・振動等の環境保全に努める。					
	建設発生土を公共工事間に流用する。					
	アスファルト殻、コンクリート殻の再資源化を図る。					
	省エネルギー型の設備を導入する。				-	
	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。				✓	✓
日頃適切な補修管理に努めるとともに、改築工事時には、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。					-	
汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。					✓	✓
焼却炉の自然運転等により温室効果ガス排出量の削減を図る。		○	○		✓	✓
基本的配慮事項 5 下水道資源の再利用や下水道における未利用エネルギーの有効利用に努める。						
個別事項	汚泥を資源として再利用する。（セメント原料、骨材等）				✓	✓
	湯水時に処理水を活用する。				-	
	汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。【再掲】				✓	✓

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保						
基本的配慮事項 1 ビオトープ創造に配慮した敷地内の緑化を推進する。						
個別事項	処理場内にせせらぎ水路や池などの水生動植物のための水辺空間を整備する。				-	
	処理場内で在来植生に配慮した植栽を考慮する。				-	
基本的配慮事項 2 自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	処理施設の上部を覆蓋し、植栽等による環境整備を促進する。				-	
	建物は周辺の景観と調和したデザイン、配色を行う。				-	
	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造などにより希少野生生物の生息・生育空間の確保に配慮する。				-	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向 3 県民等の自主的取組の促進						
基本的配慮事項 1 水環境の保全についての学習機会の場としての活用を図り、県民等の自主的取組の推進に配慮する。						
個別事項	親子下水道教室、下水道フェスタ等を開催する。				✓	✓
	環境保全ポスター、作文、標語など普及啓発作品を募集する。				✓	✓
基本的配慮事項 2 自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	パンフレットを作成する。				✓	✓
	広報紙、新聞、放送などのマスメディアにより情報を提供する。				✓	✓
	下水道局ホームページにより情報を提供する。			○	✓	✓
	下水道の日にあわせ情報を提供する。				✓	✓
	処理場、管渠等の現場見学会を実施する。				✓	✓
				実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
				100.0	14	14

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 中川下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	中川流域下水道事業
事業の規模	約18,221.1ha 約1,304,180人	実施場所	越谷市外10市4町
計画期間	昭和47年度～平成32年度	段階	計画段階
事業の概要： 越谷市ほか10市4町の流域関連公共下水道で集めた汚水の中川流域下水道の管渠に受け入れ、三郷市に位置する中川水循環センターで汚水を処理して中川に放流する事業である。 現在、流域下水道管渠や終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 汚泥の有効活用を効率的に行い、省エネルギーにも資する高濃度濃縮機の導入を事業計画に位置付けた。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 中川下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	中川流域下水道事業
事業の規模	約18,221.1ha 約1,304,180人	実施場所	越谷市外10市4町
計画期間	昭和47年度～平成32年度	段階	設計・施工段階
事業の概要： 越谷市ほか10市4町の流域関連公共下水道で集めた汚水の中川流域下水道の管渠に受け入れ、三郷市に位置する中川水循環センターで汚水を処理して中川に放流する事業である。 現在、流域下水道管渠や終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 廃棄物の減容化と資源の有効利用を図るため汚泥消化槽設備を施工している。
- ・ 水処理設備の改築にあたり、省エネルギー型を採用し施工した。
- ・ 工事の施工にあたり、建設発生土の工事間流用や再生材の利用等に努めた。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名	中川流域下水道事業（設計・施工段階）
-----	--------------------

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向 1 <p style="text-align: center;">環境への負荷の少ない地域社会の実現</p>						
基本的配慮事項 1 施設の立地に当たっては、周辺の土地利用との整合を図る。						
個別事項	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図ることなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。				-	
基本的配慮事項 2 適切な河川流量の確保など、地域の水循環の保全に配慮する。						
個別事項	流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。					
	高度処理水を河川の浄化用水に利用する。（不老川、綾瀬川等）				-	
	処理場・ポンプ場で雨水浸透施設を整備する。（雨水浸透柵、透水性舗装等）				-	
基本的配慮事項 3 中水道やせせらぎなどの修景用水として下水処理水の再利用に努める。						
個別事項	「さいたま新都心」に中水の供給を行う。					
	処理場内のせせらぎ水路や池などに高度処理水を利用する。				-	
基本的配慮事項 4 資源やエネルギーの消費の少ない下水道施設の導入に努める。						
個別事項	工事に使用する型枠を転用する。				✓	✓
	工事に再生砕石を使用する。				✓	✓
	処理水を処理場内の雑用水に利用する。				-	
	工事の施工に当たって、環境対策型建設機械を選定するなどし、大気汚染、粉じん、騒音・振動等の環境保全に努める。				✓	✓
	建設発生土を公共工事間に流用する。				✓	✓
	アスファルト殻、コンクリート殻の再資源化を図る。				✓	✓
	省エネルギー型の設備を導入する。				✓	✓
	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。				✓	✓
	日頃適切な補修管理に努めるとともに、改築工事時には、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。					
	汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。					
焼却炉の自然運転等により温室効果ガス排出量の削減を図る。		○	○		-	
基本的配慮事項 5 下水道資源の再利用や下水道における未利用エネルギーの有効利用に努める。						
個別事項	汚泥を資源として再利用する。（セメント原料、骨材等）					
	濁水時に処理水を活用する。					
	汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。【再掲】				-	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保						
基本的配慮事項 1 ビオトープ創造に配慮した敷地内の緑化を推進する。						
個別事項	処理場内にせせらぎ水路や池などの水生動植物のための水辺空間を整備する。				-	
	処理場内で在来植生に配慮した植栽を考慮する。				-	
基本的配慮事項 2 自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	処理施設の上部を覆蓋し、植栽等による環境整備を促進する。				-	
	建物は周辺の景観と調和したデザイン、配色を行う。				-	
	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造などにより希少野生生物の生息・生育空間の確保に配慮する。				-	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向 3 県民等の自主的取組の促進						
基本的配慮事項 1 水環境の保全についての学習機会の場としての活用を図り、県民等の自主的取組の推進に配慮する。						
個別事項	親子下水道教室、下水道フェスタ等を開催する。					
	環境保全ポスター、作文、標語など普及啓発作品を募集する。					
基本的配慮事項 2 自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	パンフレットを作成する。				✓	✓
	広報紙、新聞、放送などのマスメディアにより情報を提供する。					
	下水道局ホームページにより情報を提供する。			○		
	下水道の日にあわせ情報を提供する。					
	処理場、管渠等の現場見学会を実施する。					
				実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
				100.0	8	8

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 中川下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	中川流域下水道事業
事業の規模	約18,221.1ha 約1,304,180人	実施場所	越谷市外10市4町
計画期間	昭和47年度～平成32年度	段階	管理段階
事業の概要： 越谷市ほか10市4町の流域関連公共下水道で集めた汚水の中川流域下水道の管渠に受け入れ、三郷市に位置する中川水循環センターで汚水を処理して中川に放流する事業である。 現在、流域下水道管渠や終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 焼却炉の自燃運転を行い、温室効果ガス排出量の削減を図った。
- ・ 中川水循環センター内でイベント等を開催し、県民に対して下水道の普及啓発を行った

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名		中川流域下水道事業（管理段階）				
基本方向 1	環境への負荷の少ない地域社会の実現	配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 施設の立地に当たっては、周辺の土地利用との整合を図る。						
個別事項	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図ることなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。					
基本的配慮事項 2 適切な河川流量の確保など、地域の水循環の保全に配慮する。						
個別事項	流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。 高度処理水を河川の浄化用水に利用する。（不老川、綾瀬川等） 処理場・ポンプ場で雨水浸透施設を整備する。（雨水浸透柵、透水性舗装等）				-	-
基本的配慮事項 3 中水道やせせらぎなどの修景用水として下水処理水の再利用に努める。						
個別事項	「さいたま新都心」に中水の供給を行う。 処理場内のせせらぎ水路や池などに高度処理水を利用する。				-	-
基本的配慮事項 4 資源やエネルギーの消費の少ない下水道施設の導入に努める。						
個別事項	工事に使用する型枠を転用する。					
	工事に再生砕石を使用する。					
	処理水を処理場内の雑用水に利用する。				✓	✓
	工事の施工に当たって、環境対策型建設機械を選定するなどし、大気汚染、粉じん、騒音・振動等の環境保全に努める。					
	建設発生土を公共工事間に流用する。					
	アスファルト殻、コンクリート殻の再資源化を図る。					
	省エネルギー型の設備を導入する。				-	
	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。				✓	✓
日頃適切な補修管理に努めるとともに、改築工事時には、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。					-	
汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。					-	
焼却炉の自然運転等により温室効果ガス排出量の削減を図る。		○	○		✓	✓
基本的配慮事項 5 下水道資源の再利用や下水道における未利用エネルギーの有効利用に努める。						
個別事項	汚泥を資源として再利用する。（セメント原料、骨材等）				✓	✓
	湯水時に処理水を活用する。				-	
	汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。【再掲】				-	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向2		恵み豊かでうるおいのある環境の確保				
基本的配慮事項1						
ビオトープ創造に配慮した敷地内の緑化を推進する。						
個別事項	処理場内にせせらぎ水路や池などの水生動植物のための水辺空間を整備する。				-	
	処理場内で在来植生に配慮した植栽を考慮する。				-	
基本的配慮事項2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	処理施設の上部を覆蓋し、植栽等による環境整備を促進する。				-	
	建物は周辺の景観と調和したデザイン、配色を行う。				-	
	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造などにより希少野生生物の生息・生育空間の確保に配慮する。				-	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向3		県民等の自主的取組の促進				
基本的配慮事項1						
水環境の保全についての学習機会の場としての活用を図り、県民等の自主的取組の推進に配慮する。						
個別事項	親子下水道教室、下水道フェスタ等を開催する。				✓	✓
	環境保全ポスター、作文、標語など普及啓発作品を募集する。				✓	✓
基本的配慮事項2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	パンフレットを作成する。				✓	✓
	広報紙、新聞、放送などのマスメディアにより情報を提供する。				✓	✓
	下水道局ホームページにより情報を提供する。			○	✓	✓
	下水道の日にあわせ情報を提供する。				✓	✓
	処理場、管渠等の現場見学会を実施する。				✓	✓
				実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
				100.0	11	11

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	古利根川流域下水道事業
事業の規模	2,367.8ha 116,370人	実施場所	久喜市、加須市
計画期間	昭和52年度～平成32年度	段階	設計・施工段階
<p>事業の概要：</p> <p>久喜市及び加須市の公共下水道で集めた下水を古利根川流域下水道の管渠に受け入れ、久喜市に位置する古利根川水循環センターで汚水を処理して大落古利根川に放流する事業である。</p> <p>現在、流域下水道管渠や週末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・再生資材を使用し施工した。
- ・環境配慮型建設機械を使用して施工した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名 古利根川流域下水道事業（設計・施工段階）

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向 1		環境への負荷の少ない地域社会の実現				
基本的配慮事項 1 施設の立地に当たっては、周辺の土地利用との整合を図る。						
個別事項	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図ることなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。				-	
基本的配慮事項 2 適切な河川流量の確保など、地域の水循環の保全に配慮する。						
個別事項	流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。					
	高度処理水を河川の浄化用水に利用する。（不老川、綾瀬川等）				-	
	処理場・ポンプ場で雨水浸透施設を整備する。（雨水浸透柵、透水性舗装等）				-	
基本的配慮事項 3 中水道やせせらぎなどの修景用水として下水処理水の再利用に努める。						
個別事項	「さいたま新都心」に中水の供給を行う。					
	処理場内のせせらぎ水路や池などに高度処理水を利用する。				-	
基本的配慮事項 4 資源やエネルギーの消費の少ない下水道施設の導入に努める。						
個別事項	工事に使用する型枠を転用する。				✓	✓
	工事に再生砕石を使用する。				✓	✓
	処理水を処理場内の雑用水に利用する。				-	
	工事の施工に当たって、環境対策型建設機械を選定するなどし、大気汚染、粉じん、騒音・振動等の環境保全に努める。				✓	✓
	建設発生土を公共工事間に流用する。				✓	✓
	アスファルト殻、コンクリート殻の再資源化を図る。				✓	✓
	省エネルギー型の設備を導入する。				-	
	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。				✓	✓
	日頃適切な補修管理に努めるとともに、改築工事時には、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。					
	汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。					
焼却炉の自然運転等により温室効果ガス排出量の削減を図る。		○	○		-	
基本的配慮事項 5 下水道資源の再利用や下水道における未利用エネルギーの有効利用に努める。						
個別事項	汚泥を資源として再利用する。（セメント原料、骨材等）					
	湯水時に処理水を活用する。					
	汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。【再掲】				-	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向2		恵み豊かでうるおいのある環境の確保				
基本的配慮事項1						
ビオトープ創造に配慮した敷地内の緑化を推進する。						
個別事項	処理場内にせせらぎ水路や池などの水生動植物のための水辺空間を整備する。				-	
	処理場内で在来植生に配慮した植栽を考慮する。				-	
基本的配慮事項2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	処理施設の上部を覆蓋し、植栽等による環境整備を促進する。				-	
	建物は周辺の景観と調和したデザイン、配色を行う。				-	
	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造などにより希少野生生物の生息・生育空間の確保に配慮する。				-	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向3		県民等の自主的取組の促進				
基本的配慮事項1						
水環境の保全についての学習機会の場としての活用を図り、県民等の自主的取組の推進に配慮する。						
個別事項	親子下水道教室、下水道フェスタ等を開催する。					
	環境保全ポスター、作文、標語など普及啓発作品を募集する。					
基本的配慮事項2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	パンフレットを作成する。				✓	✓
	広報紙、新聞、放送などのマスメディアにより情報を提供する。					
	下水道局ホームページにより情報を提供する。			○		
	下水道の日にあわせ情報を提供する。					
	処理場、管渠等の現場見学会を実施する。					
				実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
				100.0	7	7

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	古利根川流域下水道事業
事業の規模	2,367.8ha 116,370人	実施場所	久喜市、加須市
計画期間	昭和52年度～平成32年度	段階	管理段階
<p>事業の概要：</p> <p>久喜市及び加須市の公共下水道で集めた下水を古利根川流域下水道の管渠に受け入れ、久喜市に位置する古利根川水循環センターで汚水を処理して大落古利根川に放流する事業である。</p> <p>現在、流域下水道管渠や終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・見学者等トイレに処理水を利用した。
- ・「ふれあいホタル祭」等のイベントを行い、県民に対して下水道事業の啓発を行った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名		古利根川流域下水道事業（管理段階）				
基本方向 1		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
環境への負荷の少ない地域社会の実現						
基本的配慮事項 1						
施設の立地に当たっては、周辺の土地利用との整合を図る。						
個別事項	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図ることなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。					
基本的配慮事項 2						
適切な河川流量の確保など、地域の水循環の保全に配慮する。						
個別事項	流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。					
	高度処理水を河川の浄化用水に利用する。（不老川、綾瀬川等）				-	
	処理場・ポンプ場で雨水浸透施設を整備する。（雨水浸透柵、透水性舗装等）				-	
基本的配慮事項 3						
中水道やせせらぎなどの修景用水として下水処理水の再利用に努める。						
個別事項	「さいたま新都心」に中水の供給を行う。				-	
	処理場内のせせらぎ水路や池などに高度処理水を利用する。				-	
基本的配慮事項 4						
資源やエネルギーの消費の少ない下水道施設の導入に努める。						
個別事項	工事に使用する型枠を転用する。					
	工事に再生砕石を使用する。					
	処理水を処理場内の雑用水に利用する。				✓	✓
	工事の施工に当たって、環境対策型建設機械を選定するなどし、大気汚染、粉じん、騒音・振動等の環境保全に努める。					
	建設発生土を公共工事間に流用する。					
	アスファルト殻、コンクリート殻の再資源化を図る。					
	省エネルギー型の設備を導入する。				-	
	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。				✓	✓
	日頃適切な補修管理に努めるとともに、改築工事時には、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。					-
汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。					-	
焼却炉の自然運転等により温室効果ガス排出量の削減を図る。		○	○		-	
基本的配慮事項 5						
下水道資源の再利用や下水道における未利用エネルギーの有効利用に努める。						
個別事項	汚泥を資源として再利用する。（セメント原料、骨材等）				✓	✓
	湯水時に処理水を活用する。				-	
	汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。【再掲】				-	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向2		恵み豊かでうるおいのある環境の確保				
基本的配慮事項1						
ビオトープ創造に配慮した敷地内の緑化を推進する。						
個別事項	処理場内にせせらぎ水路や池などの水生動植物のための水辺空間を整備する。				-	
	処理場内で在来植生に配慮した植栽を考慮する。				-	
基本的配慮事項2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	処理施設の上部を覆蓋し、植栽等による環境整備を促進する。				-	
	建物は周辺の景観と調和したデザイン、配色を行う。				-	
	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造などにより希少野生生物の生息・生育空間の確保に配慮する。				-	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向3		県民等の自主的取組の促進				
基本的配慮事項1						
水環境の保全についての学習機会の場としての活用を図り、県民等の自主的取組の推進に配慮する。						
個別事項	親子下水道教室、下水道フェスタ等を開催する。				✓	✓
	環境保全ポスター、作文、標語など普及啓発作品を募集する。				✓	✓
基本的配慮事項2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	パンフレットを作成する。				✓	✓
	広報紙、新聞、放送などのマスメディアにより情報を提供する。				✓	✓
	下水道局ホームページにより情報を提供する。			○	✓	✓
	下水道の日にあわせ情報を提供する。				✓	✓
	処理場、管渠等の現場見学会を実施する。				✓	✓
				実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
				100.0	10	10

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	荒川上流流域下水道事業
事業の規模	775ha 16,020人	実施場所	深谷市、寄居町
計画期間	昭和61年度～平成32年度	段階	設計・施工段階
事業の概要： 深谷市及び寄居町の公共下水道で集めた汚水を荒川上流流域下水道の管渠に受け入れ、深谷市に位置する荒川上流水循環センターで汚水を処理して荒川に放流する事業である。 現在、流域下水道管渠や終末処理場の施設の改築・修繕及び増設等を行っている。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・再生資材を使用し施工した。
- ・環境配慮型建設機械を使用して施工した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあつて、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名		荒川上流域下水道事業（設計・施工段階）				
基本方向 1		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向 1		環境への負荷の少ない地域社会の実現				
基本的配慮事項 1						
施設の立地に当たっては、周辺の土地利用との整合を図る。						
個別事項	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図ることなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。				-	
基本的配慮事項 2						
適切な河川流量の確保など、地域の水循環の保全に配慮する。						
個別事項	流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。					
	高度処理水を河川の浄化用水に利用する。（不老川、綾瀬川等）				-	
	処理場・ポンプ場で雨水浸透施設を整備する。（雨水浸透柵、透水性舗装等）				-	
基本的配慮事項 3						
中水道やせせらぎなどの修景用水として下水処理水の再利用に努める。						
個別事項	「さいたま新都心」に中水の供給を行う。					
	処理場内のせせらぎ水路や池などに高度処理水を利用する。				-	
基本的配慮事項 4						
資源やエネルギーの消費の少ない下水道施設の導入に努める。						
個別事項	工事に使用する型枠を転用する。				✓	✓
	工事に再生砕石を使用する。				✓	✓
	処理水を処理場内の雑用水に利用する。				-	
	工事の施工に当たって、環境対策型建設機械を選定するなどし、大気汚染、粉じん、騒音・振動等の環境保全に努める。				✓	✓
	建設発生土を公共工事間に流用する。				✓	✓
	アスファルト殻、コンクリート殻の再資源化を図る。				✓	✓
	省エネルギー型の設備を導入する。				-	
	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。				✓	✓
	日頃適切な補修管理に努めるとともに、改築工事時には、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。					
	汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。					
焼却炉の自然運転等により温室効果ガス排出量の削減を図る。		○	○		-	
基本的配慮事項 5						
下水道資源の再利用や下水道における未利用エネルギーの有効利用に努める。						
個別事項	汚泥を資源として再利用する。（セメント原料、骨材等）					
	湯水時に処理水を活用する。					
	汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。【再掲】				-	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向2		恵み豊かでうるおいのある環境の確保				
基本的配慮事項1						
ビオトープ創造に配慮した敷地内の緑化を推進する。						
個別事項	処理場内にせせらぎ水路や池などの水生動植物のための水辺空間を整備する。				-	
	処理場内で在来植生に配慮した植栽を考慮する。				-	
基本的配慮事項2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	処理施設の上部を覆蓋し、植栽等による環境整備を促進する。				-	
	建物は周辺の景観と調和したデザイン、配色を行う。				-	
	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造などにより希少野生生物の生息・生育空間の確保に配慮する。				-	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向3		県民等の自主的取組の促進				
基本的配慮事項1						
水環境の保全についての学習機会の場としての活用を図り、県民等の自主的取組の推進に配慮する。						
個別事項	親子下水道教室、下水道フェスタ等を開催する。					
	環境保全ポスター、作文、標語など普及啓発作品を募集する。					
基本的配慮事項2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	パンフレットを作成する。				✓	✓
	広報紙、新聞、放送などのマスメディアにより情報を提供する。					
	下水道局ホームページにより情報を提供する。			○		
	下水道の日にあわせ情報を提供する。					
	処理場、管渠等の現場見学会を実施する。					
				実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
				100.0	7	7

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	荒川上流流域下水道事業
事業の規模	775ha 16,020人	実施場所	深谷市、寄居町
計画期間	昭和61年度～平成32年度	段階	管理段階
<p>事業の概要：</p> <p>深谷市及び寄居町の公共下水道で集めた汚水を荒川上流流域下水道の管渠に受け入れ、深谷市に位置する荒川上流水循環センターで汚水を処理して荒川に放流する事業である。</p> <p>現在、流域下水道管渠や終末処理場の施設の改築・修繕及び増設等を行っている。</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ホームページ等で下水道事業の普及啓発を行った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名		荒川上流流域下水道事業（管理段階）				
基本方向 1		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向 1		環境への負荷の少ない地域社会の実現				
基本的配慮事項 1						
施設の立地に当たっては、周辺の土地利用との整合を図る。						
個別事項	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図ることなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。					
基本的配慮事項 2						
適切な河川流量の確保など、地域の水循環の保全に配慮する。						
個別事項	流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。					
	高度処理水を河川の浄化用水に利用する。（不老川、綾瀬川等）				-	
	処理場・ポンプ場で雨水浸透施設を整備する。（雨水浸透柵、透水性舗装等）				-	
基本的配慮事項 3						
中水道やせせらぎなどの修景用水として下水処理水の再利用に努める。						
個別事項	「さいたま新都心」に中水の供給を行う。				-	
	処理場内のせせらぎ水路や池などに高度処理水を利用する。				-	
基本的配慮事項 4						
資源やエネルギーの消費の少ない下水道施設の導入に努める。						
個別事項	工事に使用する型枠を転用する。					
	工事に再生砕石を使用する。					
	処理水を処理場内の雑用水に利用する。				-	
	工事の施工に当たって、環境対策型建設機械を選定するなどし、大気汚染、粉じん、騒音・振動等の環境保全に努める。					
	建設発生土を公共工事間に流用する。					
	アスファルト殻、コンクリート殻の再資源化を図る。					
	省エネルギー型の設備を導入する。				-	
	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。				✓	✓
	日頃適切な補修管理に努めるとともに、改築工事時には、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。					-
汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。					-	
焼却炉の自然運転等により温室効果ガス排出量の削減を図る。		○	○		-	
基本的配慮事項 5						
下水道資源の再利用や下水道における未利用エネルギーの有効利用に努める。						
個別事項	汚泥を資源として再利用する。（セメント原料、骨材等）				-	
	湯水時に処理水を活用する。				-	
	汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。【再掲】				-	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向2		恵み豊かでうるおいのある環境の確保				
基本的配慮事項1						
ビオトープ創造に配慮した敷地内の緑化を推進する。						
個別事項	処理場内にせせらぎ水路や池などの水生動植物のための水辺空間を整備する。				-	
	処理場内で在来植生に配慮した植栽を考慮する。				-	
基本的配慮事項2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	処理施設の上部を覆蓋し、植栽等による環境整備を促進する。				-	
	建物は周辺の景観と調和したデザイン、配色を行う。				-	
	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造などにより希少野生生物の生息・生育空間の確保に配慮する。				-	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向3		県民等の自主的取組の促進				
基本的配慮事項1						
水環境の保全についての学習機会の場としての活用を図り、県民等の自主的取組の推進に配慮する。						
個別事項	親子下水道教室、下水道フェスタ等を開催する。				✓	✓
	環境保全ポスター、作文、標語など普及啓発作品を募集する。				✓	✓
基本的配慮事項2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	パンフレットを作成する。				✓	✓
	広報紙、新聞、放送などのマスメディアにより情報を提供する。				✓	✓
	下水道局ホームページにより情報を提供する。			○	✓	✓
	下水道の日にあわせ情報を提供する。				✓	✓
	処理場、管渠等の現場見学会を実施する。				✓	✓
				実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
				100.0	8	8

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	市野川流域下水道事業
事業の規模	1,137.2ha 34,990人	実施場所	滑川町外2町
計画期間	昭和63年度～平成32年度	段階	設計・施工段階
事業の概要： 滑川町、嵐山町、小川町の公共下水道で集めた汚水を市野川流域下水道の管渠に受け入れ、滑川町に位置する市野川水循環センターで汚水を処理して市野川に放流する事業である。 現在、流域下水道終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・再生資材を使用し施工した。
- ・環境配慮型建設機械を使用して施工した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名		市野川流域下水道事業（設計・施工段階）				
基本方向 1		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
環境への負荷の少ない地域社会の実現						
基本的配慮事項 1						
施設の立地に当たっては、周辺の土地利用との整合を図る。						
個別事項	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図ることなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。				-	
基本的配慮事項 2						
適切な河川流量の確保など、地域の水循環の保全に配慮する。						
個別事項	流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。					
	高度処理水を河川の浄化用水に利用する。（不老川、綾瀬川等）				-	
	処理場・ポンプ場で雨水浸透施設を整備する。（雨水浸透柵、透水性舗装等）				-	
基本的配慮事項 3						
中水道やせせらぎなどの修景用水として下水処理水の再利用に努める。						
個別事項	「さいたま新都心」に中水の供給を行う。					
	処理場内のせせらぎ水路や池などに高度処理水を利用する。				-	
基本的配慮事項 4						
資源やエネルギーの消費の少ない下水道施設の導入に努める。						
個別事項	工事に使用する型枠を転用する。				✓	✓
	工事に再生砕石を使用する。				✓	✓
	処理水を処理場内の雑用水に利用する。				-	
	工事の施工に当たって、環境対策型建設機械を選定するなどし、大気汚染、粉じん、騒音・振動等の環境保全に努める。				✓	✓
	建設発生土を公共工事間に流用する。				✓	✓
	アスファルト殻、コンクリート殻の再資源化を図る。				✓	✓
	省エネルギー型の設備を導入する。				-	
	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。				✓	✓
	日頃適切な補修管理に努めるとともに、改築工事時には、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。					
	汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。					
焼却炉の自然運転等により温室効果ガス排出量の削減を図る。			○	○	-	
基本的配慮事項 5						
下水道資源の再利用や下水道における未利用エネルギーの有効利用に努める。						
個別事項	汚泥を資源として再利用する。（セメント原料、骨材等）					
	濁水時に処理水を活用する。					
	汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。【再掲】				-	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向2		恵み豊かでうるおいのある環境の確保				
基本的配慮事項1 ビオトープ創造に配慮した敷地内の緑化を推進する。						
個別事項	処理場内にせせらぎ水路や池などの水生動植物のための水辺空間を整備する。				-	
	処理場内で在来植生に配慮した植栽を考慮する。				-	
基本的配慮事項2 自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	処理施設の上部を覆蓋し、植栽等による環境整備を促進する。				-	
	建物は周辺の景観と調和したデザイン、配色を行う。				-	
	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造などにより希少野生生物の生息・生育空間の確保に配慮する。				-	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向3		県民等の自主的取組の促進				
基本的配慮事項1 水環境の保全についての学習機会の場としての活用を図り、県民等の自主的取組の推進に配慮する。						
個別事項	親子下水道教室、下水道フェスタ等を開催する。					
	環境保全ポスター、作文、標語など普及啓発作品を募集する。					
基本的配慮事項2 自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	パンフレットを作成する。				✓	✓
	広報紙、新聞、放送などのマスメディアにより情報を提供する。					
	下水道局ホームページにより情報を提供する。			○		
	下水道の日にあわせ情報を提供する。					
	処理場、管渠等の現場見学会を実施する。					
				実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
				100.0	7	7

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	市野川流域下水道事業
事業の規模	1,137.2ha 34,990人	実施場所	滑川町外2町
計画期間	昭和63年度～平成32年度	段階	管理段階
<p>事業の概要：</p> <p>滑川町、嵐山町、小川町の公共下水道で集めた汚水を市野川流域下水道の管渠に受け入れ、滑川町に位置する市野川水循環センターで汚水を処理して市野川に放流する事業である。</p> <p>現在、流域下水道終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ ホームページ等で下水道事業の普及啓発を行った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名		市野川流域下水道事業（管理段階）				
基本方向 1		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
環境への負荷の少ない地域社会の実現						
基本的配慮事項 1						
施設の立地に当たっては、周辺の土地利用との整合を図る。						
個別事項	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図ることなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。					
基本的配慮事項 2						
適切な河川流量の確保など、地域の水循環の保全に配慮する。						
個別事項	流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。					
	高度処理水を河川の浄化用水に利用する。（不老川、綾瀬川等）				-	
	処理場・ポンプ場で雨水浸透施設を整備する。（雨水浸透柵、透水性舗装等）				-	
基本的配慮事項 3						
中水道やせせらぎなどの修景用水として下水処理水の再利用に努める。						
個別事項	「さいたま新都心」に中水の供給を行う。				-	
	処理場内のせせらぎ水路や池などに高度処理水を利用する。				-	
基本的配慮事項 4						
資源やエネルギーの消費の少ない下水道施設の導入に努める。						
個別事項	工事に使用する型枠を転用する。					
	工事に再生砕石を使用する。					
	処理水を処理場内の雑用水に利用する。				-	
	工事の施工に当たって、環境対策型建設機械を選定するなどし、大気汚染、粉じん、騒音・振動等の環境保全に努める。					
	建設発生土を公共工事間に流用する。					
	アスファルト殻、コンクリート殻の再資源化を図る。					
	省エネルギー型の設備を導入する。				-	
	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。				✓	✓
	日頃適切な補修管理に努めるとともに、改築工事時には、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。					-
汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。					-	
焼却炉の自然運転等により温室効果ガス排出量の削減を図る。		○	○		-	
基本的配慮事項 5						
下水道資源の再利用や下水道における未利用エネルギーの有効利用に努める。						
個別事項	汚泥を資源として再利用する。（セメント原料、骨材等）				-	
	湯水時に処理水を活用する。				-	
	汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。【再掲】				-	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向2		恵み豊かでうるおいのある環境の確保				
基本的配慮事項1						
ビオトープ創造に配慮した敷地内の緑化を推進する。						
個別事項	処理場内にせせらぎ水路や池などの水生動植物のための水辺空間を整備する。				-	
	処理場内で在来植生に配慮した植栽を考慮する。				-	
基本的配慮事項2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	処理施設の上部を覆蓋し、植栽等による環境整備を促進する。				-	
	建物は周辺の景観と調和したデザイン、配色を行う。					
	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造などにより希少野生生物の生息・生育空間の確保に配慮する。				-	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向3		県民等の自主的取組の促進				
基本的配慮事項1						
水環境の保全についての学習機会の場としての活用を図り、県民等の自主的取組の推進に配慮する。						
個別事項	親子下水道教室、下水道フェスタ等を開催する。				✓	✓
	環境保全ポスター、作文、標語など普及啓発作品を募集する。				✓	✓
基本的配慮事項2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	パンフレットを作成する。				✓	✓
	広報紙、新聞、放送などのマスメディアにより情報を提供する。				✓	✓
	下水道局ホームページにより情報を提供する。			○	✓	✓
	下水道の日にあわせ情報を提供する。				✓	✓
	処理場、管渠等の現場見学会を実施する。				✓	✓
				実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
				100.0	8	8

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	利根川右岸流域下水道事業
事業の規模	1,770ha 57,950人	実施場所	本庄市外3町
計画期間	平成16年度～平成32年度	段階	設計・施工段階
<p>事業の概要：</p> <p>本庄市、美里町、神川町及び上里町の公共下水道で集めた汚水を利根川右岸流域下水道の管渠に受け入れ本庄市に位置する小山川水循環センターで汚水を処理して女堀川に放流する事業である。</p> <p>現在、流域下水道終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・再生資材を使用し施工した。
- ・環境配慮型建設機械を使用して施工した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名 利根川右岸流域下水道事業（設計・施工段階）

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向 1		環境への負荷の少ない地域社会の実現				
基本的配慮事項 1 施設の立地に当たっては、周辺の土地利用との整合を図る。						
個別事項	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図ることなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。				-	
基本的配慮事項 2 適切な河川流量の確保など、地域の水循環の保全に配慮する。						
個別事項	流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。 高度処理水を河川の浄化用水に利用する。（不老川、綾瀬川等） 処理場・ポンプ場で雨水浸透施設を整備する。（雨水浸透柵、透水性舗装等）				-	-
基本的配慮事項 3 中水道やせせらぎなどの修景用水として下水処理水の再利用に努める。						
個別事項	「さいたま新都心」に中水の供給を行う。 処理場内のせせらぎ水路や池などに高度処理水を利用する。				-	
基本的配慮事項 4 資源やエネルギーの消費の少ない下水道施設の導入に努める。						
個別事項	工事に使用する型枠を転用する。				✓	✓
	工事に再生砕石を使用する。				✓	✓
	処理水を処理場内の雑用水に利用する。				-	
	工事の施工に当たって、環境対策型建設機械を選定するなどし、大気汚染、粉じん、騒音・振動等の環境保全に努める。				✓	✓
	建設発生土を公共工事間に流用する。				✓	✓
	アスファルト殻、コンクリート殻の再資源化を図る。				✓	✓
	省エネルギー型の設備を導入する。				-	
	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。				✓	✓
	日頃適切な補修管理に努めるとともに、改築工事時には、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。					
汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。 焼却炉の自然運転等により温室効果ガス排出量の削減を図る。			○ ○	-		
基本的配慮事項 5 下水道資源の再利用や下水道における未利用エネルギーの有効利用に努める。						
個別事項	汚泥を資源として再利用する。（セメント原料、骨材等） 湯水時に処理水を活用する。 汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。【再掲】				-	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向2		恵み豊かでうるおいのある環境の確保				
基本的配慮事項1						
ビオトープ創造に配慮した敷地内の緑化を推進する。						
個別事項	処理場内にせせらぎ水路や池などの水生動植物のための水辺空間を整備する。				-	
	処理場内で在来植生に配慮した植栽を考慮する。				-	
基本的配慮事項2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	処理施設の上部を覆蓋し、植栽等による環境整備を促進する。				-	
	建物は周辺の景観と調和したデザイン、配色を行う。				-	
	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造などにより希少野生生物の生息・生育空間の確保に配慮する。				-	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向3		県民等の自主的取組の促進				
基本的配慮事項1						
水環境の保全についての学習機会の場としての活用を図り、県民等の自主的取組の推進に配慮する。						
個別事項	親子下水道教室、下水道フェスタ等を開催する。					
	環境保全ポスター、作文、標語など普及啓発作品を募集する。					
基本的配慮事項2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	パンフレットを作成する。				✓	✓
	広報紙、新聞、放送などのマスメディアにより情報を提供する。					
	下水道局ホームページにより情報を提供する。			○		
	下水道の日にあわせ情報を提供する。					
	処理場、管渠等の現場見学会を実施する。					
				実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
				100.0	7	7

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	利根川右岸流域下水道事業
事業の規模	1,770ha 57,950人	実施場所	本庄市外3町
計画期間	平成16年度～平成32年度	段階	管理段階
<p>事業の概要：</p> <p>本庄市、美里町、神川町及び上里町の公共下水道で集めた汚水を利根川右岸流域下水道の管渠に受け入れ本庄市に位置する小山川水循環センターで汚水を再生して女堀川に放流する事業である。</p> <p>現在、流域下水道終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ ホームページ等で下水道事業の普及啓発を行った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名	利根川右岸流域下水道事業（管理段階）
-----	--------------------

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向 1		環境への負荷の少ない地域社会の実現				
基本的配慮事項 1 施設の立地に当たっては、周辺の土地利用との整合を図る。						
個別事項	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図ることなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。					
基本的配慮事項 2 適切な河川流量の確保など、地域の水循環の保全に配慮する。						
個別事項	流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。 高度処理水を河川の浄化用水に利用する。（不老川、綾瀬川等） 処理場・ポンプ場で雨水浸透施設を整備する。（雨水浸透柵、透水性舗装等）				-	-
基本的配慮事項 3 中水道やせせらぎなどの修景用水として下水処理水の再利用に努める。						
個別事項	「さいたま新都心」に中水の供給を行う。 処理場内のせせらぎ水路や池などに高度処理水を利用する。				-	-
基本的配慮事項 4 資源やエネルギーの消費の少ない下水道施設の導入に努める。						
個別事項	工事に使用する型枠を転用する。					
	工事に再生砕石を使用する。					
	処理水を処理場内の雑用水に利用する。				-	
	工事の施工に当たって、環境対策型建設機械を選定するなどし、大気汚染、粉じん、騒音・振動等の環境保全に努める。					
	建設発生土を公共工事間に流用する。					
	アスファルト殻、コンクリート殻の再資源化を図る。					
	省エネルギー型の設備を導入する。				-	
	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。				✓	✓
日頃適切な補修管理に努めるとともに、改築工事時には、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。					-	
汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。					-	
焼却炉の自然運転等により温室効果ガス排出量の削減を図る。		○	○		-	
基本的配慮事項 5 下水道資源の再利用や下水道における未利用エネルギーの有効利用に努める。						
個別事項	汚泥を資源として再利用する。（セメント原料、骨材等）				-	
	湯水時に処理水を活用する。				-	
	汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。【再掲】				-	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向2		恵み豊かでうるおいのある環境の確保				
基本的配慮事項1						
ビオトープ創造に配慮した敷地内の緑化を推進する。						
個別事項	処理場内にせせらぎ水路や池などの水生動植物のための水辺空間を整備する。				-	
	処理場内で在来植生に配慮した植栽を考慮する。				-	
基本的配慮事項2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	処理施設の上部を覆蓋し、植栽等による環境整備を促進する。				-	
	建物は周辺の景観と調和したデザイン、配色を行う。					
	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造などにより希少野生生物の生息・生育空間の確保に配慮する。				-	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向3		県民等の自主的取組の促進				
基本的配慮事項1						
水環境の保全についての学習機会の場としての活用を図り、県民等の自主的取組の推進に配慮する。						
個別事項	親子下水道教室、下水道フェスタ等を開催する。				✓	✓
	環境保全ポスター、作文、標語など普及啓発作品を募集する。				✓	✓
基本的配慮事項2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	パンフレットを作成する。				✓	✓
	広報紙、新聞、放送などのマスメディアにより情報を提供する。				✓	✓
	下水道局ホームページにより情報を提供する。			○	✓	✓
	下水道の日にあわせ情報を提供する。				✓	✓
	処理場、管渠等の現場見学会を実施する。				✓	✓
				実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
				100.0	8	8

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。